

金商業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-8 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-8-1 業務執行態勢に関する留意事項</p> <p>（1）海外投資家等特例業務の要件</p> <p>海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第 63 条の 8 第 2 項に規定する海外投資家等をいう。以下 VI-2-8 及び VI-3-3 において同じ。）に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 顧客からの自己申告の書面及び顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第 246 条の 14 第 1 項第 5 号ハに規定する書面等を活用することにより、<u>海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、金商業等府令第 246 条の 10 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその</u></p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-8 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-8-1 業務執行態勢に関する留意事項</p> <p>（1）海外投資家等特例業務の要件</p> <p>海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第 63 条の 8 第 2 項に規定する海外投資家等をいう。以下 VI-2-8 及び VI-3-3 において同じ。）に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ <u>海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、当該出資対象事業持分を取得する時点において、金商業等府令第 246 条の 10 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することを適切に確認するための措置として、例えば、当該顧客からの自己申告の書面及び当該顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第 246 条の 14 第 1 項第 5 号ハに規定する書面等を活用することにより、取引の状況その</u></p>

改正後	現行
<p>根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された海外投資家等特例業者の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 14 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく報告を求める。特に、海外投資家等特例業務においては、当該業務の相手方が主として非居住者になるため、海外当局との協力の枠組みも積極的に活用し、課題の早期把握・解消に努めるものとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 13 第 1 項 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 13 第 2 項 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく業務停止命令又は金商法第 63 条の 13 第</p>	<p><u>他の事情から合理的に判断して純資産額及び投資性のある金融資産がいずれも 3 億円以上と見込まれ、かつ、証券口座の開設から 1 年以上経過していること、又は当該顧客が外国の法令上特定投資家に相当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された海外投資家等特例業者の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 14 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく報告を求める。特に、海外投資家等特例業務においては、当該業務の相手方が主として非居住者になるため、海外当局との協力の枠組みも積極的に活用し、課題の早期把握・解消に努めるものとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 13 第 1 項 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 13 第 2 項 (同法第 63 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。以下 VI-3-3 において同じ。) の規定に基づく業務停止命令又は金商法第 63 条の 13 第</p>

改正後	現行
3項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。	3項（同法第63条の13第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。